

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【公開番号】特開2014-172612(P2014-172612A)

【公開日】平成26年9月22日(2014.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2014-051

【出願番号】特願2014-45680(P2014-45680)

【国際特許分類】

**B 6 0 J 7/22 (2006.01)**

【F I】

B 6 0 J 7/22

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月12日(2016.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

柔軟な風除け構造体(5)が保持されて、エアデフレクタフレーム(4)が下方の静止位置と、上方に起き上って風除け構造体(5)が引っ張られて固定される機能位置との間で移動可能であるように、ガイド機構(9)を用いて開閉式ルーフ部分(2)の高さ方向と縦方向に移動可能である少なくとも1つの側方のエアデフレクタアーム(8)を備えるエアデフレクタフレーム(4)を有し、ここで、前記ガイド機構(9)は、その機能位置への前記エアデフレクタフレーム(4)の移行を支援するためのばねユニットを含む、自動車の開閉式ルーフ部分(2)にある風除け装置(3)において、

前記エアデフレクタアーム(8)用の前記ガイド機構(9)は、湾曲したガイド軌道を有する直線状の強制ガイド(10、14、15)を備え、前記エアデフレクタフレーム(4)は前記ガイド軌道に沿って前記開閉式ルーフ部分(2)に対して縦方向と高さ方向に移動可能である、ことを特徴とする風除け装置(3)。

【請求項2】

前記エアデフレクタフレーム(4)は、それぞれ互いに機能的に同一の強制ガイド(10、14、15)が組み込まれ互いに反対側にある2つのエアデフレクタアーム(8)を備える、ことを特徴とする請求項1に記載の風除け装置。

【請求項3】

前記直線状の強制ガイドは円弧状に湾曲したリンクガイド(10)と、前記リンクガイド(10)内を移動可能な少なくとも2つのガイド点によって構成され、前記リンクガイド(10)または前記ガイド点は前記エアデフレクタアーム(8)に固定して連結され、且つこれに対応して前記ガイド点または前記リンクガイド(10)は固定して前記ルーフ部分(2)に配置される、ことを特徴とする請求項1または2に記載の風除け装置。

【請求項4】

前記ガイド点は前記リンクガイド(10)に対して補完的に湾曲するガイドウェブ(15)に置き換えられ、該ガイドウェブ(15)は前記エアデフレクタアーム(8)に固定して配置され、且つ前記リンクガイド(10)は前記ルーフ部分に固定して配置される、ことを特徴とする請求項3に記載の風除け装置。

【請求項5】

前記エアデフレクタアーム(8)は前記ガイドウェブ(15)に対して相対的に鋭角に

上方へ突き出る、ことを特徴とする、請求項 4 に記載の風除け装置。

【請求項 6】

前記ガイドウェブ（15）は前記エアデフレクタアーム（8）に一体に成型される、ことを特徴とする請求項 4 または 5 に記載の風除け装置。

【請求項 7】

前記ばねユニット（11）は、起き上った機能位置の方向へ前記リンクガイド（10）に沿って押込力または牽引力を前記エアデフレクタアーム（8）に対して及ぼすように前記エアデフレクタアーム（8）にピボット連結される、ことを特徴とする請求項 3 に記載の風除け装置。

【請求項 8】

前記ばねユニットは、コイルばね（11）として形成され、一方が前記エアデフレクタアーム（8）に、他方が前記固定のルーフ部分（2）にピボット連結される、ことを特徴とする請求項 7 に記載の風除け装置。

【請求項 9】

前記コイルばね（11）は、前記エアデフレクタアーム（8）の下方に配置され、且つ少なくとも前記エアデフレクタアーム（8）に対してほぼ平行に延びる、ことを特徴とする請求項 8 に記載の風除け装置。

【請求項 10】

前記コイルばね（11）は、牽引ばねまたは圧縮ばねとして製作される、ことを特徴とする請求項 8 に記載の風除け装置。

【請求項 11】

前記柔軟な風除け構造体（5）は熱的に活性な物質接合によって、特に溶接によって、または加熱鋸留めによって、前記エアデフレクタフレーム（4）に接合される、ことを特徴とする請求項 1 に記載の風除け装置。